

下水道・国交省／農業排水・農水省／浄化槽・環境省

補助金を一本化

地域再生法案 効率的に町おこし 全容判明

政府が二十一日召集の「町おこし」を推進する補助金の一部を「地域再生基盤強化交付金」の通常国会に提出する地域再生法案の全容が二十一日、明らかにされた。効率的な「町おこし」を推進する補助金の一部を「地域再生基盤強化交付金」の通常国会に提出する地域再生法案の全容が二十一日、明らかにされた。効率的な「町おこし」を推進する補助金の一部を「地域再生基盤強化交付金」の通常国会に提出する地域再生法案の全容が二十一日、明らかにされた。

法案は、地域の特性を生かした地方公共団体の取り組みを支援し、地域経済の活性化、雇用機会の創出など、政府が地域再生に向け総合的な施策を推進するのを目的とし、「地域再生本部長」は首相が兼務する。

首相の役割として、意義や目標などを盛り込んだ地域再生基本方針を策定し閣議決定することを明記。この基本方針に従

い、地方自治体は地域再生計画をまとめて申請する。計画は区域や目標を定め、地域再生事業や雇用創出について記載し、期間は複数年度にまたがることも認められた。

法案で新たに創設が明記された「地域再生基盤強化交付金」は、これまで所管が複数省庁にまたがるが多かった道路や汚水処理、港湾の三分野の事業を対象に、一括して交付金を受けられることを可能とする制度。条件は、本部長である首相が当該事業を①地域再生の実現に寄与できる②円滑かつ確実に実施されると見込まれると認定することが前提となる。

例えば汚水処理施設の整備は現在、下水道は国交省、農業集落排水は農水省、浄化槽は環境省がそれぞれ所管しているが、地域再生を目的に補助金を一本化して交付金を交付すれば、効率的な整備が可能となる。

このほか法案は、過疎地を走る路線バスを運行する公共交通機関など、地域再生事業を行う民間企業に出資した個人を対象に、課税軽減の特例措置を実施することを明記した。